

平成 23 年 10 月 8 日

旅費規定の改定に関する件

＜規定の改正に至った経緯＞

これまで会議費(幹事会交通費)は、県内参加者には一律 1,000 円、県外参加者には 10,000 円を上限とした往復交通費の半額が支給されていた。しかし、新潟県内には上越地方など非常に遠方な地域もある。このことを踏まえ、会則の改定を提案する。

新潟大学理学部自然環境科学科同窓会 旅費規定

【原文】

(会議旅費)

第 2 条 幹事会・委員会の開催にあたり、各幹事・委員から申請があった場合、別表に定める会議旅費を支給する。

別表 会議旅費

1. 県内から参加した場合 一律 1000 円を支給する。
2. 県外から参加した場合 往復交通費の半額を支給する。ただし 10,000 円を限度とする。

【改正文】

(会議旅費)

第 2 条 幹事会・委員会の開催にあたり、各幹事・委員から申請があった場合、別表に定める会議旅費を支給する。

別表 会議旅費

1. 新潟大学から 100km 圏内から参加した場合 一律 1000 円を支給する。
2. 新潟大学から 100km 圏外から参加した場合 往復交通費の半額を支給する。ただし 10,000 円を限度とする。